

# この一票 明るく未来を 築く意思

投票日は  
7月29日(日)

参議院議員の任期満了に伴う選挙区選挙と比例代表選挙が、7月29日(日)に全国一斉に行われます。大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。

**投票時間は午前7時から午後8時まで**

選挙の投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票するときには、入場整理券を切り離して本人のものだけお持ちください。入場整理券が届かなかつたり紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

**市内で投票できる人**

- 日本国民で昭和62年7月30日までに生まれた人
- 平成19年4月11日までに成田市に住民登録をし、引き続き3カ月以上住んでいる人
- 成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

**選挙区選挙と比例代表選挙**

今回の参議院議員選挙には、選挙区選挙と比例代表選挙の2種類の投票があります。

選挙区選挙には候補者氏名を、比例代表選挙には候補者氏名または政党名のいずれかを記載して投票します。

**投票日に用事のある人は期日前投票を**

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

**投票期間**

7月13日(金)～28日(土)の毎日

**投票時間**

午前8時30分～午後8時

**投票できる人**

投票日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

**期日前投票所**

- 市役所4階期日前投票所
- 下総支所1階期日前投票所
- 大栄支所1階期日前投票所

**投票手続き**

①「受付」

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。



**宣誓書の記入は簡単です!**

所定の用紙に住所・氏名などを記入し、記載された理由に○を付けるだけです。印鑑を押す必要ありません。

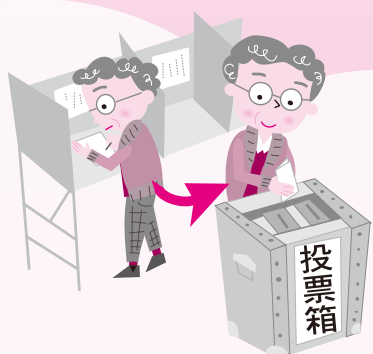
②「投票用紙の交付」

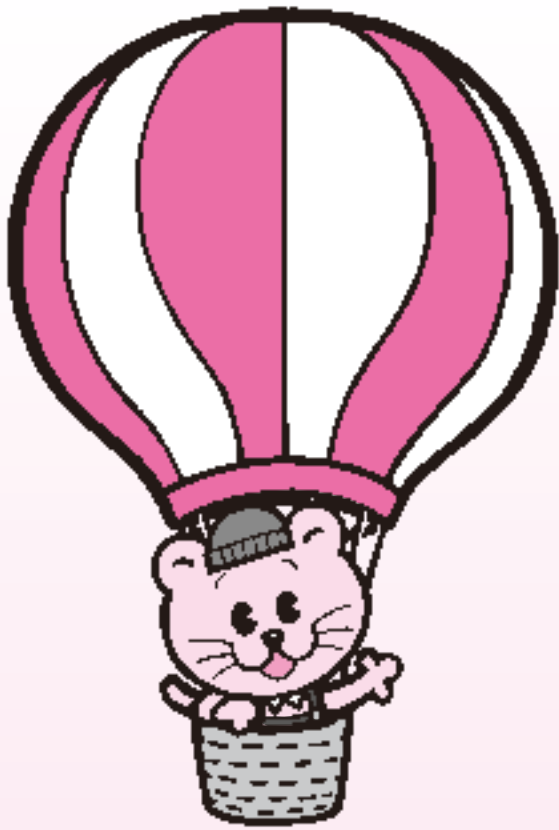
選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



③「投票」

記載台で選挙区選挙には候補者の氏名を記入、比例代表選挙には候補者氏名または政党名のいずれかを記入し、投票用紙を直接投票箱に入れます。





### 病院や老人ホームなどに 入所中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票ができません。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができません。

### 身体に障がいのある人は 郵便等による投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便等による不在者投票ができません。

### 郵便等による 不在者投票ができる人

- ①身体障害者手帳を持っている人
  - 両下肢・体幹または移動機能の障がいがある人は1級または2級の人の人
  - 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がいがある人は1級または3級の人の人
  - 免疫の障がいがある人は1級から3級までの人の人
- ②戦傷病者手帳を持っている人
  - 両下肢または体幹の障がいがある人は特別項症から第2項症までの人の人
  - 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がいがある人は特別項症から第3項症までの人の人
  - 両下肢などの障がいがある人は右記の程度に該当することについて知事が証明した人の人
- ③介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人の人

### 申請の手続き

申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので早めに手続きしてください。

- ①申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者手帳

者証を添えて市選挙管理委員会へ申請します(申請手続きは代理の人で可)。

- ②後日「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。

### 代理記載制度

郵便等による不在者投票ができない人で、さらに次の要件に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票に関する代理記載をさせることができます。

- ①身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人の人
- ②戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」と記載されている人の人

### 一時帰国している人や海外から 転入して間もない人も投票を

在外選挙人名簿に登録されている人は、次のような場合日本国内において投票することができます。

- ①旅行などにより一時帰国している人の人
  - ②海外から転入したが、帰国して間もないために、国内の選挙人名簿に登録されていない人の人
- 国内で投票する場合にも在外選

## お知らせ

7月29日(日)は選挙以外での市体育館の利用はできませんのでご注意ください。  
※くわしくは市体育館(☎26-7251)へ。

投票日は市ホームページで  
**投票・開票の速報**  
アドレスは  
<http://www.city.narita.chiba.jp>

### 即日開票

開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。インターネットでも、投票・開票の速報を掲示しています。

選挙人証の提示が必要です。公職選挙法が改正されたことにより、これまでの「比例代表選挙」だけでなく「選挙区選挙」についても投票ができるようになりました。

投票方法などについては、在外選挙人名簿に登録されている市区町村にお問い合わせください。

※くわしくは市選挙管理委員会  
(☎22-11111内線315)  
2)へ。